

令和 7・8 年度 登米市競争入札参加資格審査申請要領（定期申請）

令和 7・8 年度に登米市（上下水道部・医療局を含む）が発注する「建設工事」、「建設関連業務」、「物品の製造・販売等」、「役務の提供等」について、競争入札参加を希望される方は、入札参加資格審査申請書を提出してください。

1 入札参加資格要件

入札参加資格審査の申請者は、次に掲げる要件を全て満たさなければなりません。

なお、**審査基準日は令和 7 年 1 月 1 日**とします。

- （1）審査基準日において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び同条第 2 項に該当しないこと。
- （3）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （4）登米市入札契約暴力団等排除要綱第 3 条に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （5）入札参加資格を得ようとする業種に係る営業に関して、法令等の定めにより必要とされている資格（登録、許可、免許その他法令上満たすべきすべての要件をいう。）を有していること。
- （6）建設工事業者においては、健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条及び雇用保険法第 7 条の規定による届出を行っていること（当該届出義務がない場合を除く。）。

建設工事の入札参加資格審査の申請者は、（1）から（6）の要件に加え、次に掲げる要件を満たさなければなりません。

- ・建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者であること。
- ・建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

2 申請期間等

（1）申請期間 令和 7 年 1 月 15 日（水）から 令和 7 年 2 月 5 日（水）まで

※申請期間終了までに、申請手続きを完了してください。手続きが完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されます。

補正期間 令和 7 年 2 月 14 日（金）まで

※申請期間終了後に、申請書類の不備を修正する期間（補正期間）を設けています。申請書類に不備がある場合には、メールでご連絡しますので、不備をお知らせするメールが届いた場合は、速やかに再申請を行ってください。なお、申請書類は随時確認しますので、申請期間中にも不備をお知らせするメールが届く場合があります。

※補正期間終了までに申請書類の不備が修正されない場合は、申請を取り消すことがあります。

（2）申請方法 インターネットを利用した電子申請（紙での提出は不要です）

※申請書類は、インターネット上の電子申請システムにアップロードして、提出いただきます。

※電子申請システムは、申請期間中 24 時間利用できます。ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できない場合があります。

3 電子申請システム利用料

(1) 市内業者 無料

※市内業者とは、登米市内に本社または支店等（委任先）を有する業者を指します。

(2) 市外業者 1 申請区分あたり、1,980 円（税込）

※例 建設工事と役務の提供等に申請する場合

1,980 円（税込）× 2 申請区分 = 3,960 円（税込）

4 入札参加資格審査申請書及び提出書類

(1) 申請書及び提出書類の様式は、登米市ホームページからダウンロードしてください。

➡ [（登米市ホームページリンク先）](#)

(2) 申請日は、電子申請システムに申請書及び提出書類を登録（アップロード）した日とします。

5 審査結果について

電子申請の導入に伴い、審査結果についてはメールで通知します。申請内容に問題がなければ、申請を承認したメールが届きますので、ご確認をお願いします。（令和 7 年 2 月下旬ごろに通知予定）

※前回までの承認通知書に代わるものです。

※入札参加資格の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6 電子入札システムの利用者登録番号について

登米市では、建設工事及び建設関連業務を電子入札で執行しており、電子入札に参加するためには、電子入札システムの利用者登録を行う必要があります。利用者登録を行うためには、数字 9 桁の「利用者登録番号」が必要になりますので、令和 7・8 年度の競争入札参加資格審査申請で初めて登米市に申請された方には、審査結果とは別に利用者登録番号をメールで通知します。

※建設工事、建設関連業務の入札参加申請を行わない方には、通知しません。

※利用者登録済みの方には、通知しません。現在の利用者登録番号を引き続き使用してください。

7 アンケートへのご協力について（お願い）

入札参加資格審査の電子申請について、申請者の皆様の満足度等をお伺いしたいため、アンケートを実施します。

■対象者：申請を行った全ての方

また、「物品の製造、販売等」「役務の提供等」について、電子入札の導入を検討するため、以下の方を対象に、電子入札に関するアンケートをあわせて実施します。※質問に回答していくと、対象者には自動で質問が追加されていきます。

■対象者：市内業者で「物品の製造、販売等」または「役務の提供等」に申請を行った方

お忙しいところ大変恐縮ですが、以下のリンク先からアンケートの回答をお願いいたします。なお、アンケートの結果は統計的な処理を行い、個人が特定される形で公表することはありません。

※アンケートは、1 申請者につき 1 回までの回答をお願いいたします。

➡ [（アンケートリンク先）](#)

アンケート受付期間 令和 7 年 1 月 15 日（水）から令和 7 年 2 月 5 日（水）まで

8 お問い合わせ

(1) 申請書や提出書類等、申請上でのお問い合わせについて

登米市契約検査室

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：0220-22-2097（直通）

FAX：0220-22-2433

メール：keiyaku@city.tome.miyagi.jp

※お問い合わせ日時は、土日祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分までとなります。

(2) 電子申請システムの操作、トラブル、利用料のお支払い方法について

ミラ株式会社

電話：088-678-3450

※お問い合わせ日時は、土日祝日を除く平日午前9時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く）となります。

※パソコンや機器の基本操作や、電子申請を行うために必要な環境外でのご利用についてのサポートは行っておりません。